

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	24	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得した国鉄承継土地に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） JR北海道、JR四国及びJR貨物（以下「JR二島・貨物会社」という）が国鉄から承継した資産であって、鉄道事業等に活用しない土地 ・特例措置の内容 （独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構が土地を引き取る際の課税標準を2/3控除 		
関係条文	地方税法附則11条17項		
減収見込額	[初年度] ー (▲4) [平年度] ー (▲4) [改正増減収額] ー (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 JR二島・貨物会社が国鉄から承継した資産で、鉄道事業等に活用できなくなった土地を（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構に引き取らせることによって経営の安定化を促進し、完全民営化に向けた経営基盤の確立を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 JR二島・貨物会社は、鉄道事業等に活用できなくなった土地については順次売却を進めてきたところであるが、未だ売却できず抱えている土地については引き取り手がない一方で、維持管理費用等が継続的に発生するため経営上の課題となっている。 JR二島・貨物会社の経営安定化を図り、速やかに国鉄改革の所期の目的である完全民営化を目指すためには、円滑にこれらの土地を（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構に引き取らせるための支援が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>国鉄改革は、日本国有鉄道改革法（昭和61年12月4日法律第87号）等に基づき行われた政府全体及び国土交通省の政策体系の中で重要度の高い政策である。</p> <p>国鉄改革のための基本的方針について（昭和60年10月11日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客鉄道株式会社は、経営基盤の確立等条件が整い次第、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とすることとする。
	政策の達成目標	JR二島・貨物会社の早期完全民営化に向けた経営基盤の確立を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和6年度～8年度）
	同上の期間中の達成目標	JR二島・貨物会社の不要土地の処分を促進させる。
	政策目標の達成状況	JR二島・貨物会社については、経費節減や業務の効率化による経営合理化を進めているものの、地方部での人口減少や高速道路整備の進展に伴う輸送需要の減少のほか、安全確保に必要な投資の実施等により経営環境は厳しさを増しているため、完全民営化に向けた健全な事業体としての経営基盤を確立するに至っていない。
有効性	要望の措置の適用見込み	（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	JR二島・貨物会社において、鉄道事業等に活用しない不要な土地を抱えていることは継続的に維持管理費用等の負担が発生するため経営上の課題となっており、これらの土地の処分を速やかに進めるための本施策は、JR二島・貨物会社の経営を安定化させ、完全民営化に向けた経営基盤の確立を目指すための手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・JR北海道及び四国の資本割に係る課税標準の特例措置（法人事業税） ・JR北海道及びJR四国の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税） ・JR北海道、JR四国及びJR貨物が国鉄から承継した資産に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>令和2年度末に成立した改正日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等により、JR二島・貨物会社について、それぞれの経営自立に向けた取組みを進めるため、厳しい経営環境を踏まえつつ必要な支援を鉄道・運輸機構の特例業務勘定等から実施。</p> <p><現在の支援の概要></p> <ol style="list-style-type: none"> ①経営安定基金の下支え（運用益の安定的な確保） ②各社の中期経営計画期間内における支援の実施（総額：2,465億円） <ul style="list-style-type: none"> JR北海道（～令和5年度）：1,302億円 ※上記とは別に地域と協力して行う「黄線区」への支援も実施 JR四国（～令和7年度）：1,025億円 JR貨物（～令和5年度）：138億円 ③支援手法 <p>経営安定基金の下支え、助成金、青函トンネル・本四連絡橋更新費用支援、出資、利子補</p>

		給、DES、不要土地引取り
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国においては、本特例措置と併せて鉄道・運輸機構の特例業務勘定等からの支援により JR 二島・貨物会社の経営の安定化及び設備投資等への支援を行っている。
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、JR 二島・貨物会社の経営上の課題となっている不要土地の鉄道・運輸機構を通じた処分を促進し、土地の保有にかかる維持管理費用等の経費を低減させる観点から各社の経営安定化に向けた措置として妥当である。</p> <p>各社の経営の安定化は将来にわたって持続可能な輸送サービスの提供及び全国における物流ネットワークの確保を図るものであり、また、累次の閣議決定で目標とされている各社の完全民営化の実現に向けた経営基盤の確立に資することから政策手段として適切である。</p>
税負担軽減措置等の適用実績		令和3年度の減税額 : 0 令和4年度の減税額 : 0
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準（不動産の価格） 適用実績 0
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		本特例措置の創設により、JR 二島・貨物会社と（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構との間で、土地処分に係る協議が進められている。不要土地の処分がなされれば、JR 二島・貨物会社の経営の安定化が促進される。
前回要望時の達成目標		—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯		令和3年度税制改正要望 創設